

平成29年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成29年2月9日(木曜日)午後2時00分から午後4時45分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 4 号) 平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について(教育環境部)

日程第 2 (議案第 5 号) 平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について(教育局)

日程第 3 (議案第 6 号) 平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について(教育局)

日程第 4 (議案第 7 号) 相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 5 (議案第 8 号) 相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 6 (議案第 9 号) 特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 7 (議案第 10号) 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規制の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 8 (議案第 11号) 相模原市指定文化財の指定に係る諮問について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 教職員研修の平成28年度実施状況及び平成29年度実施計画について(総合学習センター)

5. 閉 会

出席者（5名）

教 育 長 野 村 謙 一
 教育長職務代理者 永 井 博
 委 員 福 田 須美子
 委 員 大 山 宣 秀
 委 員 永 井 廣 子

説明のために出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	学 校 教 育 部 長	土 肥 正 高
生涯学習部長	佐 藤 暁	教 育 局 参 事 兼教育総務室長	大 用 靖
教育総務室 担当課長	杉 山 吏 一	教 育 総 務 室 担当課長	岡 本 達 彦
教育総務室主査	小 口 志 保	総合学習センター 所 長	齋 藤 嘉 一
総合学習センター 担当課長	門 倉 信 和	総合学習センター 担当課長	岡 部 尚 紀
教育環境部参事 兼学務課長	井 上 京 子	学務課担当課長	松 島 政 幸
教育環境部参事 兼学校保健課長	荒 井 哲 也	教 育 環 境 部 参 事 兼学校施設課長	山 口 和 夫
学校施設課 担当課長	小 杉 雅 彦	学 校 教 育 部 参 事 兼学校教育課長	江 戸 谷 智 章
学 校 教 育 課 課 長 代 理	大 津 明 博	学 校 教 育 課 担 当 課 長	佐 藤 美 佳
教 職 員 課 長	佐々木 隆	教職員課担当課長	菊 池 政 弘
教職員課担当課長	金 子 喜 裕	教 職 員 課 副 主 幹	鈴 木 宏 和
教 職 員 課 主 査	木 林 寿 康	相模川自然の村 野外体験教室所長	宮 坂 賀 則
相模川自然の村 野外体験教室担当課長	山 本 克 哉	青少年相談センター 所 長	沢 辺 雅 子
青少年相談センター 担当課長	兼 杉 千 秋	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	藤 田 知 正
生涯学習課 担当課長	天 野 徹	生涯学習部参事 兼文化財保護課長	小 俣 明 宏

文化財保護課 総括副主幹	土井 永好	文化財保護課主任	内田 真一郎
スポーツ課 担当課長	高林 正樹	スポーツ課主査	山崎 則仁
図書館長	細谷 正行	相模大野図書館長	新堀 朋子
橋本図書館長	井上 孝子	生涯学習部参事 兼博物館長	佐藤 正五
こども育成部参事 兼保育課長	村上 秀明		
事務局職員出席者			
教育総務室主査	萩生田 成光	教育総務室主任	田村 雄一
教育総務室主任	齋藤 竜太	教育総務室主事	上原 達也

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、福田委員と永井廣子委員を指名いたします。

はじめにお諮りをいたします。本日の会議を公開とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方はお入りいただいて結構です。

(傍聴人の入場)

野村教育長 本日は、報道機関から撮影の申請が提出をされております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、会議の冒頭のみ認めることといたします。

それでは、報道機関の方は、撮影をお願いいたします。

平成 2 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 5 号)について

平成 2 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 6 号)について

野村教育長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 号、平成 2 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 5 号)について、及び日程 2、議案第 5 号、平成 2 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 6 号)については、事務局から一括をして提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。

それでは事務局より説明をいたします。

笹野教育局長 それでは、議案第 4 号及び議案第 5 号につきまして、一括してご説明申し上げます。

両議案は、平成 2 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、議案第 4 号の平成 2 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 5 号)につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります「平成28年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書（平成29年3月）」の3ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、この補正予算第5号の全体の概要でございますが、第1条でございますように、債務負担行為の補正を行うものでございます。

恐れ入ります、4ページの、第1表債務負担行為補正をご覧いただきたいと存じます。

その右ページになります、5ページ下段の「小学校工事設計等委託」及び「中学校工事設計等委託」につきましては、田名北小学校ほか3校の小学校及び大沢中学校ほか1校の中学校におけます、校舎の老朽化対策及び耐震化等を図る工事設計委託につきましては、平成29年度予算における発注時期の平準化及び早期着手を図るため、平成28年度から29年度までの債務負担行為の追加を設定させていただくものでございます。

続きまして、議案第5号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第6号）につきましては、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、「平成28年度相模原市一般会計特別会計公営企業会計補正予算書及び予算に関する説明書（平成29年3月）No.2」の3ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、補正予算第6号の全体の概要でございますが、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額2,644億9,700万円から歳入歳出それぞれ6億円5,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,651億5,300万円とするともに、第2条から第5条でございますように、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思えます。

下段の「款50 教育費」の補正額は、3億4,768万円の減額となっております。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の内容につきましては、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、ページ飛びますが、62ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、説明欄1の「臨時的任用職員等経費」につきましては、不用額を減額整理するものでございます。

64ページをご覧いただきたいと存じます。上段、「目15 教育指導費」でございますが、説明欄1の「国際教育事業」、2の「特別支援教育事業」及び3の「ふれあい教育事業」につきましては、国庫支出金の交付額の確定に伴い、財源更正等を行うもので

ございます。

「目 18 総合学習センター費」でございますが、説明欄 1 の「施設運営費」及び 2 の「施設維持管理費」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 20 学校給食センター費」でございますが、説明欄 1 の「施設運営費」につきまして、津久井学校給食センターに係る施設の維持管理等に要する経費の不用額を減額整理するものでございます。

「目 30 野外体験教室費」でございますが、説明欄 1 の「野外体験教室活動費」につきまして、相模川自然の村野外体験教室の施設の運営及び維持管理に要する経費の不用額を減額整理するものでございます。

続きまして、「項 10 小学校費」、「目 5 学校管理費」でございますが、説明欄 1 の「小学校維持管理費」及び 2 の「学校情報教育推進事業」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 10 学校保健費」でございますが、説明欄 1 の「学校給食単独校運営費」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 15 教育振興費」でございますが、説明欄 1 の「校外活動費」及び、66 ページ上段の 2 の「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 20 学校建設費」でございますが、説明欄 1 の「防災対策事業」及び 2 の「小学校校舎等改築事業」につきましては、不用額を減額整理するものでございます。

中段、「項 15 中学校費」、「目 5 学校管理費」でございますが、説明欄 1 の「学校情報教育推進事業」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 10 学校保健費」でございますが、説明欄 1 の「学校医等報酬」及び 2 の「中学校完全給食推進事業」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 15 教育振興費」でございますが、説明欄 1 の「校外活動費」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 20 学校建設費」でございますが、説明欄 1 の「中学校校舎改造事業」から 3 の「中学校工事設計等委託」までにつきましては、国庫支出金の交付額の確定に伴い、財源更正を行うとともに、不用額を減額整理するものでございます。

続きまして、68 ページをご覧くださいと存じます。

中段の「項 20 社会教育費」、「目 18 文化財保護費」でございますが、説明欄

1の「文化財調査事業」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目 25 公民館費」でございますが、説明欄1の「公民館館長等経費」から3の「相武台まちづくりセンター・公民館整備事業（継続費）」につきまして、不用額を減額するとともに、財源更正を行うものでございます。

「目30 図書館費」でございますが、説明欄1の「施設維持管理費」及び2の「施設維持補修費」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、説明欄1の「施設運営費」から3の「市史編さん事業」につきまして、不用額を減額整理するものでございます。

次に、教育委員会に関連する継続費補正、債務負担行為補正及び地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入ります、6ページをご覧くださいと思います。

第2表継続費補正でございますが、「相武台まちづくりセンター・公民館整備事業」につきましては、整備事業の完了に伴い、事業費の不用額について減額するものでございます。

次に、8ページの、第4表債務負担行為補正でございます。「中学校完全給食推進事業（平成28年度設定分）」につきましては、中学校給食の調理業務委託にかかる経費について、単価の減額及び一部事業者撤退に伴う平成29年度以降の委託料の減額などを踏まえ、限度額を減額するものでございます。なお、当該事業者撤退に係る分につきましては、平成29年度当初予算にて再度債務負担行為を設定するものでございます。

恐れ入ります。9ページの第5表地方債補正をご覧くださいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「小学校整備費」につきましては「防災対策施設整備事業（防災・減災プログラム）」として実施をいたしました、屋外便所設置工事の事業完了等に伴い、不用額等を減額するものでございます。

また、「中学校整備費」につきましては、「中学校校舎改造事業」等に係ります国庫支出金の交付額の確定による財源更正等に伴い、起債額を増額するものでございます。

「公民館建設費」につきましては、「相武台まちづくりセンター・公民館整備事業（継続費）」に係る事業費の確定等に伴いまして、減額するものでございます。

以上で、議案第4号及び議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

福田委員 教育費が全般に減額修正となっておりますけれども、前年度とそう単純には比較もできませんが、補正に当たっての基本的な考え方というものがあったのでしょうか。その辺のところをもう少し教えていただければと思います。

大用教育総務室長 基本的には、当初予算で見込んでいた予算額に対しまして執行した額がそれを下回った、そのために不用額が出たものをここで整理するというのが主なものでございます。あとは財源として見込んでいたものが、違う数字で確定したということで補正をするものでございまして、執行残については、あくまでも執行した残りの金額の不用をここで補正をするというものでございます。

福田委員 執行残ということを基本に、特に方針でどうこうということではなかったという理解でよろしいわけですね。

大用教育総務室長 特に今年度、特別な方針に基づいて執行残整理するというものではございません。

永井（廣）委員 防災・減災プログラムの中の屋外のトイレの整備の事業が終了したということでお聞きして、それで執行残が出ているということなのですけれども、今の学校の現状を見ていると、まだまだ整備が必要なのではないかなというところがたくさんあるような気がするのですね。特にお年寄りや障害のある方が災害の時に使えないような和式トイレしかない屋外トイレというのが、かなりまだ残されているような気がするのですが、これは単純に今年度は終わって、また機会があったら整備していただければと解釈してよろしいのでしょうか。

山口学校施設課長 防災・減災プログラムにおきます屋外便所の整備の件でございます。防災・減災プログラム事業につきましては、短期集中的に3年間の整備計画を立てたものでございます。計画としては、屋外便所が必要な学校を当初12校設定してありまして、それが平成25年度、平成26年度いずれも入札が不調になったことによって、平成28年度に12校まとめて、現在整備を行っているということでございます。

市内の小中学校に屋外便所が整備されている学校につきましては、平成28年度末現在で、現在91校に整備が済んでいるという状況でございます。あくまでも防災・減災プログラムにつきましては、避難所として活用するということから限定的に整備をしたものでございまして、他の屋外便所がない学校につきましては、校舎、体育館等の外からでも使えるトイレがあるということで計画では特に入れてなかったという状況でございます。

ただ、ご指摘ございますように、防災・減災プログラム事業としては終わっておりますけれども、今後、屋外便所が整備されていないところ、また、バリアフリー化されていないところ、そういったところにつきましては、当然、洋式化も含めて改善をしなければならぬと認識しておりますので、今後、学校と協議をしながら、体の不自由な方にも利用しやすい整備を順次行いたいと考えております。

永井（廣）委員 ぜひよろしく願いいたします。

野村教育長 いかがでしょうか。他に質疑等がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第4号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決をされました。

平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

野村教育長 次に日程3、議案第6号、平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

まず私から、平成29年度の教育委員会の予算編成においてのこれまでの経過と基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、市の財政運営の中では、ここ数年続いていることでございますけれども、扶助費の伸びが大変大きい中で、教育予算についても大変厳しい予算編成になりました。こうした中で、基本的な考え方としては、まず学校運営に係る予算、ここについては堅持をしようということで財政当局とも話を続けてきたところでございまして、市全体の財政の状況ですとか、こうしたものにつきましては、学校の全校長先生にもお集まりいただいて、市の財政状況のご説明ですとか、今後の見通しですとか、そうしたものに

についても一定のご理解を得たいということで、説明会等も開催をしてきたところでございます。

また、私は10月から学校訪問を開始しまして、概ね100校を超える学校をほぼ回り終えました。そうした中で、課題として認識した点としては、やはり子どもの貧困の問題についての課題は非常に喫緊の課題であるということ、それから、支援教育の充実が大変必要であるという現場の状況を認識しました。

そのほかにも、より一層の学力向上の取り組みが必要であるとか、また、先ほどもご質問も出ましたが、空調ですとか、トイレですとか、教育環境について、早期の整備が必要だという、こうしたことについて、校長先生からもご意見を伺い、また、現場を見る中で大きな課題であると認識をしてまいりました。

先ほどの市全体の財政運営の中で、学校運営に係る予算を堅持しようという点と、今、申し上げた課題の中で、予算に反映できる部分としては、まず支援教育の充実、この部分について、平成29年度予算にぜひ反映をさせたい、充実をさせたいと、そういった基本的な考え方で予算編成に臨んだところです。

この後、事務局よりご説明をさせていただきますが、主な充実できる事項といたしましては、支援教育支援員の増員でございますとか、青少年教育カウンセラーの増員、こうしたものに予算を拡充することができたと考えております。

その他詳細につきましては、事務局より説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

土肥学校教育部長 議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を「平成29年度予算主要施策説明書」に基づきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、1ページをご覧いただきたいと存じます。

当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は、2,893億円で、前年度との比較では、316億円の増額、12.3パーセントの増加となっております。

恐れ入ります、12ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」の予算額は、433億8,899万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は、15.0パーセントとなり、前年度当初予算との比較では、240億2,308万円の増額、124.0パーセントの増加となります。

大幅に予算額が増えた要因といたしましては、県費負担教職員に係る、給与負担や定数の決定等に係る権限が神奈川県から移譲されるため、関連する予算が盛り込まれたものでございます。

次に、主な事業につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、110ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、「教職員任用経費」につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、教員採用候補者選考試験を実施するものでございます。

「小中学校非常勤講師等経費」につきましては、少人数指導や特別支援学級の指導など、小中学校においてきめ細かな指導を展開するため、非常勤講師の配置や小学校におけるチームとしての対応力向上を図ることを目的とした児童支援専任教諭設置のための後補充非常勤講師の配置を行うものでございます。

次に「学校施設長寿命化計画策定事業」につきましては、学校施設の長寿命化計画の策定に向けて、躯体等の調査を実施するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、「特別支援教育推進事業」につきましては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う体制を強化するため、支援教育支援員を配置するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

なお、平成29年度より支援教育支援員の人数を6名増員し、計115名を配置してまいります。

次に、112ページをご覧くださいと存じます。

「児童・生徒健全育成事業」につきましては、いじめ防止の取組を推進するため、いじめ防止フォーラムの開催等の啓発活動を実施するとともに、全小中学校に対し、いじめ防止啓発用物品を配付するものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、「市民大学等実施経費」につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、高等教育機関との共催により市民大学を開講し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して、公開講座を開講するものでございます。

「さがみ風っ子教師塾事業」につきましては、さがみはら教育を継承する強い意志を持った教員志望者を対象に“さがみ風っ子教師塾”を運営し、教育への情熱、使命感、幅広い教養をもった心豊かな人材を育てるものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、「施設運営費」につきましては、学校給食センターの運営に必要な整備を実施し、円滑な給食提供を行うものでございます。

恐れ入ります、114ページをご覧いただきたいと存じます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、「青少年・教育相談事業」につきましては、青少年の心の問題に関わる来所・電話相談業務及び小中学校出張相談の更なる充実を図るため、青少年教育カウンセラーを4名増員し、計69名配置するとともに、不登校、いじめ、虐待、非行等の子どもを取り巻く環境に働きかけ、問題解決の役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、「野外体験教室活動費」につきましては、児童生徒の創造性、主体性を育成するため、“相模川ビレッジ若あゆ”と“ふじの体験の森やませみ”における、集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を支援するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

続きまして、「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「学童通学安全経費」につきましては、通学時における児童の安全確保を図るため、通学路への学童通学安全指導員を配置する等、通学路の安全対策を実施するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「学校給食単独校運営費」につきましては、学校給食の円滑な実施に必要な整備をするとともに、給食運営の効率化を図るため、単独校31校の給食調理業務を民間委託するものでございます。

116ページをご覧いただきたいと存じます。

「目15 教育振興費」でございますが、「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費等の就学経費を援助するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、「麻溝小学校校舎等改築事業」につきましては、県道52号の拡幅に伴い、麻溝小学校A棟校舎及び給食室等を改築するもので、特定財源として国庫支出金及び諸収入の公共補償費を見込むものでございます。なお、

この事業は平成28年度及び平成29年度の継続事業であり、来年度末に工事が完了する見込みとなっております。

「小学校工事設計等委託」につきましては、平成30年度以降に実施する校舎改造及び屋内運動場改修、トイレ整備及び普通教室等空調設備設置工事に係る設計業務を委託するものでございます。

「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、「中学校完全給食推進事業」につきましては、デリバリー方式による完全給食を推進するため、調理業務委託、給食予約システムの運用等を行うものでございます。なお、調理業務委託につきましては、A C D Eブロックを平成28年度から平成33年度まで、また、事業者の撤退がございましたBブロックを平成29年度から平成33年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

恐れ入ります、118ページをご覧いただきたいと存じます。

「目15 教育振興費」並びに「目20 学校建設費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

佐藤生涯学習部長 続きまして、120ページをご覧いただきたいと存じます。

「項20 社会教育費」、「目5 社会教育総務費」でございますが、「家庭教育啓発費」につきましては、家庭教育力向上のため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目18 文化財保護費」でございますが、「文化財普及事業」につきましては、市民の文化財に対する理解を深めるため、古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館などで文化財を活用し、体験学習や講演会などの各種普及啓発事業を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、「公民館改修事業」につきましては、清新公民館の大規模改修に係る実施設計を行うとともに、青根公民館の再整備に係る初度調弁等を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備事業（継続費）」につきましては、県道52号の拡幅に伴い、麻溝まちづくりセンター・公民館を移転するものでございます。なお、この事業は平成29年度から平成30年度までの継続事業でございます。

122ページをご覧いただきたいと存じます。

「目30 図書館費」でございますが、「図書資料充実経費」につきましては、市民が必要とする図書資料の充実を図るため、図書、新聞、雑誌、紙芝居等の収集を行うものでございます。

「目35 視聴覚ライブラリー費」でございますが、「施設運営費」につきましては、視聴覚教育の振興を図るため、教材や機材を収集し、活用の充実を図るものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、「展示・教育普及事業経費」につきましては、JAXAとの連携による企画展示や講座・講演会の開催、支援ボランティアの育成等の宇宙教育普及事業等を実施するものでございます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、「各種体育大会等実施事業」につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、市民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会の開催及びかながわ駅伝への選手の派遣を行うもので、特定財源として、スポーツ振興くじ助成金等を見込むものでございます。

「ホームタウンチーム連携・支援事業」につきましては、スポーツ振興やシティーセールスの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、相模原市ホームタウンチームのPRや市民との交流の拡大を図るなど、連携・支援を強化するものでございます。

次に、関連する継続費につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別にお配りいたしております「平成29年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書」の8ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項20 社会教育費」、「麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備事業」につきましては、麻溝まちづくりセンター・公民館の移転整備工事を平成29年度から平成30年度までの2カ年で実施するため、継続費とするものでございます。

次に、関連する債務負担行為につきまして、ご説明申し上げます。9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「中学校完全給食推進事業」につきましては、事業者の撤退がございましたBブロックに係る調理業務委託の実施のため、平成29年度から平成33年度までの期間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、関連する地方債につきまして、ご説明申し上げます。10ページをご覧いただ

きたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」から「公民館建設費」までの財源として起債するものでございます。

以上をもちまして、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

大山委員 教育予算として、来年度は県費負担の教職員が市費になったということはかなり増額されているわけですが、その移譲に係る必要経費の財源、それから、特に今後退職金ということをどのように計画して立てていくのか。その辺をお伺いします。

佐々木教職員課長 県費負担教職員の権限移譲に係る財源についてでございます。国庫負担3分の1に、個人住民税所得割の2%のほか、地方交付税交付金で全額賄われるものと捉えており、退職金も含めて、賄えると財政当局のほうで試算ができたというところでございます。今年度から平成30年度までについては、退職金として必要な額がやや多くなりますけれども、それ以降は徐々に財政的な負担は減っていくということになっております。

永井(博)委員 冒頭、教育長から大変厳しい財政状況の中、学校教育の充実に重点を置き、支援教育、それから、青少年教育相談事業にも力を入れていると、こういうお話がございました。我々は前年度との比較で予算を考察するわけですが、市全体の予算に対して、教育委員会の占める割合というのは、ここ何年か、7%台、8%台だったと思うのですが、今年は要するに県費移譲分の増加ということで、大変大きな額になっていきますが、それを除いて計算すると7%、8%の数字的な推移でいうと、どういうふうになるのでしょうか。

大用教育総務室長 今、ご質問ございました、いわゆる県費教職員の額を引いた金額での教育予算の市全体の予算に対しての構成比につきましては、今、計算をいたしますので、後ほどご回答させていただきます。

野村教育長 では、その件は少し待ちます。

福田委員 教育費の中でも、施設に関わってなのですが、全体的に建て替えの時期にきているというのは、いろいろ視察させていただく中でも考えさせられるところがあるわけですが、予算が非常に厳しいという中で、今回の新しい項目として、学校施設長

寿命化計画の策定ということが項目に上がっております。相模原市としては、今後施設運営に関して、延命化させていくという方向で進めるお考えなのかどうか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

山口学校施設課長 長寿命化計画の策定に関連してということでお答えをいたしますけれども、全国の公立学校につきましては、ご承知のように、昭和45年から昭和50年ごろ、第二次ベビーブームに対応するというところで整備をされてまいりました。本市も同様の経緯でございます。

しかし、全国的に見ても、今後15年後には、約3分の2の建物が築45年以上になると言われており、学校施設の老朽化がますます深刻になってきているという状況でございます。

こういった中で、国土交通省が平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定いたしました。文部科学省といたしましては、その計画を受けまして、トータルコストの縮減、それと予算の平準化を図りながら、学校施設に求められる機能ですとか、性能、これらを確保するために、平成27年3月に文部科学省インフラ長寿命化計画が策定されました。これにつきましては、学校施設の長寿命化計画を策定するよう、各地方公共団体に要請するという内容でございます。このため、本市におきましても、平成31年度末の計画策定を目標に、平成29年度の予算に計上してございます、長寿命化計画策定事業ということで、各学校施設の躯体等を調査し、老朽化の状況を把握するというものでございます。

長寿命化計画策定事業でございますけれども、従来のように、建築後、40年程度で建て替えというのが、一般的な建て替え事業でございました。ただ、全国的に見ても、コストを抑えながら、建て替え同様の教育環境の確保も可能だということで取り組んでいるところもございます。こういったことから、適切なタイミングを踏まえた中で、長寿命化改修を行って、その後、概ねでありますけれども、さらに30年以上建物を使い続けることができるだろうということで、そういったことも想定しながら計画を策定していくという状況でございます。

福田委員 長寿命化に向けて、30年ぐらいの延命というようなことは、具体的な数字として想定しているのでしょうか。

山口学校施設課長 今までですと、先ほどもお話ししましたが、40年ぐらいで建て替えを行ってまいりました。いわゆる建物の耐用年数から見たときに、建物そのものにつき

ましては、コンクリートの寿命がある程度制限されておりますので、そういったコンクリートの中性を防いで、延命措置を図るという方法なども踏まえていけば、70年、80年、その校舎については使えているだろうということと言われております。そういった工事をする学校、または大規模改修を行う学校、そういったものを、今回の計画の中である程度方向性を示していくということで考えております。

福田委員 調査を踏まえて、最終的なことが決まっていくかなと思います。基本的な構想として、今後30年ぐらい使用できるような形での多分改修工事に向かっていくと思いますが、やはり子どもたちの教育環境、学力向上に向けての教育環境というところの設備等については、他の政令市等とのことも考えながら、逆に、そこら辺のところは少し充実させていってほしいと思います。

野村教育長 学校施設長寿命化計画に関係した取り組みということでは、一つ今、学校規模の適正化ということで、児童生徒が大変少ない小中学校は本市には複数あります。これらをどうしていくのかということについては、平成29年度から具体的な検討を進めていく必要があると思っています。ですから、そうした方針と歩調を合わせることも非常に大事で、かなり複雑な検討が必要だと思いますけれども、今後ともこの件については、いろいろこうした場でご議論を賜りたいと思っています。

大山委員 福田委員の質問に関連することなのですが、市全体として、再建など建物に関しての考え方が、多分統一見解があると思うのですね。その中で市の所有する建物としては、学校というのが結構数を占める。さきほど教育長が言われたような、将来の児童・生徒が少なくなった場合の学校の廃止だとか、その辺も含めたものというのは、教育委員会の考え方が優先するのか。市全体の考え方でいくのか。その辺の考え方を教えてください。

野村教育長 まずは児童・生徒が大変少なくなっている学校がかなり複数あるというお話をさせていただきましたが、要は小学校において、中学校において、本来望ましい教育を行う上で、適正規模というのがあるだろうというのが考え方の基本になると思っています。その上で、場合によっては再編でありますとか、一貫教育でございますとか、幾つかの選択肢が出てくると思っていますので、学校の施設について、どのようにその学校を保持していくのか、残すのか、建て替えるのか、こうした考え方の基本は、児童・生徒にとって望ましい教育環境というのがどういうものであるかということが基本あり、他の公共施設とはまた違う観点であると思っています。

永井（博）委員 外国人英語指導助手の件ですが、近いところで学習指導要領が改定され、その大きな変更点の中で、小学校の英語活動が、高学年で週1時間程度だったのが、2時間になり、教科化され、それから中学年でも英語活動が開始されると。小学校の先生方の負担がとて大きいと言われておりますし、私もそうだなと思うのですが、その中でいわゆる外国人英語指導助手に期待する声というのはとても大きいと思います。その辺の今後の見通しとともに、来年も含めて、本市の英語教育、特に小学校を含めてのあり方をお話いただきたいと思っております。

江戸谷学校教育課長 本市の英語教育、特にALTに係るご質問でございます。まずは、平成32年度から小学校のほうで、次期学習指導要領が完全実施になります。それを受けまして、現在、英語教育検討会というのを開いております、その中でALTの適正人数であるとか、また、英語教育の今後の方向性について、現在有識者を交えて検討を進めているところでございます。

来年度のALTの配置につきましては、現在小学校5、6年生に対して、全学級35時間中20時間程度、中学校につきましては、35時間程度となります。小学校1年生から4年生は特設授業という形ではございませんが、どの学級にも概ね3時間というのを今配置をしてございます。平成29年度につきましては、本年度同様の配置回数という形を予算化しておりますので、本年度並みとなります。先ほども申しましたように、平成32年度以降につきましては、今、検討会を立ち上げてございますので、本市の英語教育の方向性等も含めて、一定の方向性をこれから決めてまいりたいと考えてございます。

福田委員 223ページのところに、教育活動の推進・維持に関する経費ということでございますが、支援教育のほうは、充実させていく方向で、それには異存なくやっていただきたいなということなのですが、やはり学校教育と考えたときに、何といっても学力保障というのが非常に重要なことでもあります。その学力の捉え方もいろいろですけども、やはり子どもたちにとって、より学校が楽しく、かつ力がつくというようなことを考えていくときに、相模原市でもいろいろ施策が出されてきたかと思うのですね。創意ある教育活動事業などにも、そういうことは当然含まれているかと思っております。ふれあい教育事業という中で、さがみ風っ子文化祭等については、若干削減されたようなことを伺いましたので、削減するとなったときに、どう評価して、そういうふうになったのかということは、やはり確認しておくべきだろうと思っておりますので、特に削減されたも

のについての見切りというか、納得といたしますか、そういうことで少し補足していただければと思います。

江戸谷学校教育課長 まず、今ご指摘ございました、さがみ風っ子文化祭事業の予算削減についてでございます。平成29年度では、概ね平成28年度当初から比べると900万の減額ということで、前年度38%マイナスの予算となっております。

具体的なさがみ風っ子文化祭のこれからの方向性でございますが、今、事務局といたしましては、造形さがみ風っ子展につきましては、これまでどおり開催をしまいたいと考えております。また、中学校の英語弁論大会、それから、中学校の演劇発表会につきましては、上位団体の県大会の予選等を兼ねておりますので、これまでどおり、やはり実施をしまいたいと思っております。ただ、合同学芸会、それから、小学校の連合音楽会等につきましては、大きなホールで一堂に会してということが経費的にかなり難しくなることから、現在事務局としましては、地域ごとで開催ができる方法がないものか、検討をしているところでございます。最終的には、さがみ風っ子文化祭の運営委員会を2月の下旬に開催をいたしまして、今後のさがみ風っ子文化祭の方向性につきましてご検討をいただいて、最終的な方向性を探ってまいりたいと考えているところでございます。

福田委員 一堂に集まるということについては、少し考えて方法を変えるということですね。

永井(博)委員 今のご答弁にも関わりますが、さがみはら教育らしさという、私が一、二に思い浮かぶのは、いわゆるさがみ風っ子文化祭であったり、それから、野外体験教室であったりするのです。予算が縮小せざるを得ない中で、とても難しいことだなと思うわけですが、相模原で育った子どもたちが誇りと思えるような、さがみ風っ子の造形は、淵野辺公園のあの様子が、美術、あるいは図工の教科書に取り上げられたりしているわけですね。本市の子どもは、やはりそれを見れば、とてもうれしいんではないかと思えます。今、それはなくならないということで安心したところですが、相模原の誇れるようなところはぜひ拡大まではできなくても、維持していただきたいと思っています。

江戸谷学校教育課長 造形さがみ風っ子展につきましても、淵野辺公園に隣接してございます国有地、今、駐車場として使っているところがございますが、あそこが平成30年には、どうも使用できなくなるのではないかと伺っております。そのよう

なことも勘案いたしまして、総合的に相模原が60年代ずっとやってきているさがみ風っ子文化祭の伝統をどのように継承していくのかということも含めまして、先ほども申しましたように、さがみ風っ子文化祭の運営委員会等で方向性を探ってまいりたいと考えております。

大山委員 やはり今の両委員のご意見に追随するのですけれど、さがみ風っ子文化祭のことだとか、それから、私も関係している学校保健会の中の、特に児童・生徒に係る、例えば表彰だとか、本当に子どもファーストという考え方が予算削減のもとにだんだん消えていってしまう。相模原らしさがだんだん消えていくというのが非常に寂しいし、すごく多額の予算を使うようなことではないので、やはり教育委員会は子どもファーストの発想、考え方を大事にしていきたい。子どもに直接関係するようなことというのは、なるべく子どもに夢を与える考え方、これは常に持っていただきたいなと思います。このことは常に予算に関係なく維持していただきたいと思います。

福田委員 今、大山委員のご意見本当に大賛成で、いろいろと見学させていただいたり、視察させていただく中で、子どもが主役となる教育の中では、やはり子どもたちが非常に力を入れてやっているというものが見えてくる。また、若あゆの体験とか、やませみの体験というのが、卒業するとき、子どもたち同士と一緒に学べたということを言える。みんなが声を合わせて言えるような、そういうところに相模原の教育の場としての楽しさがあるのだと思っています。

一方で、例えば、5番目の学校教育研究事業に当たるのでしょうか。やはり日々の積み重ねの中で、誇りある子どもたちを育てていくために、しっかりと学ぶ、そして、それが確かな学力に結びつく取り組みについて、既に研究等も始まっているかと思いますが、ぜひこのところは力を入れて、子どもたちの最善の利益という中でも、学ぶ力というところを補強する策を、手だてを考えてほしいし、私たちも考えていきたいなと思います。

野村教育長 ありがとうございます。今、大山委員、福田委員からのご意見ございましたが、基本的に子どもファーストという観点、独自の事業、意義あるものについては大事にしようというのが、そのとおりだと思っています。

一方で、また、今後ともご議論いただきたい部分としては、新たな学習指導要領へと移行する中で、授業時間の確保の問題というのも、実は大変大きい話がございます。あと教職員の多忙化の話。1年間のスケジュールの中で、何を大事にしていくのか。決し

て予算ありきということじゃなくて、トータルにご議論、ご意見を承って決めていくことが多々あると思っていますので、また、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

大用教育総務室長 先ほど永井博委員からのご質問ございました、県費移譲分を除いた教育費の割合でございます。これにつきましては、約6.9%になります。今年度と比べまして、0.6%の減ということになります、ただし、平成28年12月の補正予算におきまして、学校の校舎改造事業などを前倒しをいたしました。その金額を足して割合を出しますと8.2%、今年度に比べて0.7%増という結果でございます。

永井(廣)委員 先ほどの子どもファーストという意見に対しては、本当に大賛成で、皆さんがそのような考え方をお持ちでいてくれることがありがたいなと母親の立場から本当に感謝しております。

別の話題なのですが、公民館について、ちょっとお聞きたいと思うのですが、121ページには、老朽化した公民館の整備に係る記載がありますが、公民館に対して、学校施設のような長寿命化計画というのが、あるのでしょうか。

それと学校の規模の適正化というのもあるかと思うのですが、公民館というのも、なかなか地域によって抱えているニーズ、住民の数がかなり開きがあるかと思うのですが、それに応じた、例えば職員の配置ができていないのではないかと思ったりするところがあるのですが、それについての予算配分などをいろいろ考えたりすることはできないものなのかということをお聞きたい。

藤田生涯学習課長 長寿命化計画のお尋ねですが、これはやはり社会教育施設ですので、学校施設と同じ考えで、平成32年度までに計画を策定していかなければいけないということになっております。今回の清新公民館につきましては、築34年で現施設を生かした形での改修は制約が多いですが、増築等をしながら長く使っていくという考え方です。

青根公民館では、公民館が建っている土地自体を使いたいということと、築60年ということもあって、建て替えとなっております。

人員配置の関係ですが、各公民館では、基本的には公民館活動推進員等の人数を一律に配置しておりますので、大体同じような配分になっております。おっしゃるように、各公民館では、各地域集計はっておりますので、どうメリハリをつけていくかというところは、具体的に事業の予算の配分も含めて、よくお話を伺って、必要なところに必要な形が整うよう考えていかなければいけない部分はあるかと思ひます。ただ、今

の時点では、同じような対応にさせていただいております。

永井（廣）委員 やはり場所によって、すごく業務が大変になってしまうところもあるかと思しますので、メリハリがつけられるようでしたら、ぜひお考えをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

福田委員 公民館の事業内容のところでは、家庭教育力の向上ということを、またそうしたことの啓発について予算も組まれている、たくさんではありませんが組まれているかと思えます。今、学校だけでなく、地域、家庭が連携しながら、子どもファーストの町をつくっていくということであると、子どもの貧困化というようなことと、家庭でなされるべきことがなされていないというようなことを、学校とそれから地域と、みんなで協力し合って、そういうことを補填していくような場をつくっていく必要があるかなということもありますので、公民館でも、子どもの貧困化、また、教育問題、学力の問題、そういうところではできることがあれば、少し模索していただきたいと思っております。

藤田生涯学習課長 公民館を運営するに当たって、公民館の運営協議会が各地域にございます。地域を支えてくださっているいろいろなメンバーが入って、いろいろな事業の方向性などを考えてくださっているんですけども、その中で必要に応じて、例えば、子ども食堂、そういったことに関して、具体的にその公民館の場所でやるとかやらないとかということとはまた別ですけども、そこに積極的に関わっていかうとか、そういった人たちの検討する場として、公民館がうってつけの場所でございますので、運営協議会の中で、地域の課題として、積極的に捉えていかなければいけないなというところで、具体的に動き出してくださっているところもございますので、今後、そういったことを各公民館長、運営協議会にお伝えしていきたいと思っております。

永井（博）委員 以前に津久井産の木材で、机、天板を交換するというようなことを聞いたように記憶しておりますが、その辺のところは来年度の予算として計上されているのか、お聞きしたいと思います。

井上学務課長 津久井産木材を活用しました、児童・生徒の天板の作製でございます。平成29年度の予算として計上しておりますが、この事業は、平成25年度から実はスタートしております、市の財政負担はございませんでしたが、3年間の相模湖彫り物づくり研究所というところとの共同事業で、机の天板を作るのとあわせて、環境教育も含めた事業計画で実施をされていたものでございます。その成果を受けて、子どもたち

も大変学校に来るのが楽しいというような感想がありましたので、それを引き続き、環境経済局で、今年度初めて約600枚弱の枚数で予算を計上しているというところがございます。平成29年度からは教育委員会として、神奈川県補助金で、ダム発電所地域進行事業補助金というものを活用しながら進めていくということで、具体的には、約950枚の天板を作り、約1枚あたり6,200円前後と想定をして、予算計上しております。この天板の整備は、全校でそろえようとする3万6,000枚ということで、かなりの枚数になります。これについては、先ほどの研究所のほうで作れる限界もありまして、1年で全てを作ることは難しいという中で、15年間という長い計画の中で随時進めていければと考えております。

永井(博)委員 よくわかりました。これも相模原、地元の資材を使うということで、子どもたちの誇りにつながったり、あるいは自信につながったり、喜びにつながったりということで、大変良いことだと思っています。ぜひ引き続きということで、長い目で予算執行していただきたいと思います。

野村教育長 今の事業について、私もNPOの代表と先日ちょっと会ってお話をしました。今、永井博委員がおっしゃったように、市の特産の木材を使ってやる、大変意義の深い事業でありますので、市としてもいろいろな協力をしていきたいというお話をちょうどしたところであります。

他にございますでしょうか。

大山委員 疑問なのですが、先ほど公民館の話が出ていました。質問は、公民館の整備事業、改修事業の財源として、国庫、市債というのがかなり出てきているのですが、今まで公民館の改修だとか、移転だとか、財源としては市債を使うという場合が多いのでしょうか。あるいは国庫の支出金ということであれば、どんな名称の国の補助か。その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

藤田生涯学習課長 以前は文部科学省から補助をいただいていたのですが、今そういう制度がございまして、ここに入ってくる国庫は、基地のある市でございまして、防衛庁の特定防衛施設周辺整備交付金というものをいただいております。

それから、市債は、大きな事業をやる中で、その年度の予算だけで使うというよりは、後年度の方にも等しく負担をしていただくという、負担の平準化の観点もございまして、活用しております。

大山委員 結局、公民館の整備とか、改修については、国の補助というのはなかなか難

しいということで、公民館の改修工事に対しても、市債という考え方でやってきたということですね。そうしますと、やはりある程度の改修とか、移転だとか、その辺に当たっては、かなり先まで想定した計画をしていらっしゃる的呢。

藤田生涯学習課長 公民館ですけれども、設置したことが、学校の施設の整備が一通り終わった後、昭和50年代から始まっています。それで今現在、築30年、古いものから計画的にということで取り組んでいるところです。今回もここで清新公民館、青根公民館ですとか、あとは麻溝公民館ですね。古いものから順に計画をして、整備をしていきたいと考えてございます。

永井(廣)委員 公民館の関連ですけれども、本当に公民館は、相模原が誇ることでできる文化なのではないかなと思うのですね。すごく経験豊富な人材が無料でいろいろなことを地域に教えてくださる、還元してくださる場で、本当に勉強になります。なので、そういうものをもっと本当にいろいろな人に利用していただきたいなと思いますし、若い人にもそういう経験のある方々の様々な教を引継いでいただきたいなと思います。今、若い人はあまり来ていただいている現状があるかと思うのですけれども、公民館が若い人や子どもたちであふれるような取り組みができればなど、本当に心から思っております。必要な整備や、より足を運んでもらえるような企画ができる予算立てをするとか、そういうことをしていただきたいと思っておりますが、なかなか予算の縮小もある中、今後も、このぐらいの規模の予算を続けられていくのかどうか、見込みを教えてくださいなればと思います。

藤田生涯学習課長 私ども、ぜひたくさんの方の予算を確保して、きれいにしたり、魅力あるものにしていきたいなと思っております。ただ、財政状況が大変厳しいですので、必要などころにはお金をかけて、工夫できるものは工夫するといったことが大事だと思っております。おっしゃるとおり、なかなか若い方や子どもたちに来ていただけない部分、これは今までの公民館の成り立ちと、だいぶ時代も変わってきて、働きに出る方が増えて、以前でしたら地域で支えてくださった若い女性たちがなかなか来れなくなっている。そういう方が週末に、例えば来てくださるかということ、家庭も大事にしなければいけないという部分があったりして来れない。ただ、そういった方々が公民館に来ると、ほっとできるというような、そういう公民館となるよう考えていかないと、なかなか難しい部分であるかなと思っております。各公民館が、その辺の悩みを抱えておりますので、いろいろご指摘いただいて、多くの方が公民館に来ていただけるよう取り組んでまいりた

いと考えております。

永井（廣）委員 やはり利用者側の協力も必要かと思うのですけれども、ぜひ、これが文化だということがわかっていただけないことも多いのかなと思うので、それが後世に伝えていかれるように、そちらも力を入れていただきたいと思います。

野村教育長 公民館については、今、おっしゃったように、社会教育の拠点として引き継ぐべきところと、また、新たに例えば、まちづくりセンターと、今一緒に存在している地区が多いわけですが、まちづくりセンターでも地域政策担当という職員を置いているいろいろな活動をしている。ですから、そういうことを考えますと、社会教育の拠点にとどまらないで、将来的には、もう少しコミュニティの拠点となるような組織のあり方だとか、人員対策含めて、いろいろなことがまだまだ、いい意味で変えていく余地があると思います。また、こういったことについてもご議論いただければありがたいと思います。

いかがでしょうか、当初予算に関して、いろいろご質問賜りましたが。他にございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では、他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第6号、平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長 では、ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

ここで、休憩をいたします。午後3時40分に再開いたします。

（休憩・15：27～15：40）

野村教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

野村教育長 次に日程4、議案第7号、相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第7号、相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市へ移譲されるに当たり、職種により使用する宣誓書に係る規定の改正その他所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

改正内容につきましては、別紙の議案第7号関係資料1及び関係資料2によりご説明いたします。

はじめに、関係資料1をご覧くださいと存じます。

1改正の内容でございますが、2段落目をご覧ください。

県費負担教職員がこれまで使用していた宣誓書につきまして、使用する者を学校職員から教育公務員とした上で、他の職種の職員が使用する宣誓書とともに使用する職員の職種の明確化及び宣誓内容の統一化をするものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

次に、議案第7号関係資料2、改正条例の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

左の欄が現行、右の欄が改正案でございます。下線が引かれているところが改正箇所でございます。

第2条の改正でございますが、宣誓書について規定するもので、条文の中にあつた宣誓書の内容を削除し、附則の次に第1号様式から第3号様式までとして定めるものでございます。

それでは、3分の3ページをご覧くださいと存じます。教育委員会に関わるものとして、第1号様式につきましては、教育公務員及び消防職員を除く職員が使用するもので、学校事務職員、管理栄養士、栄養士、学校技能員、給食調理員及び介助員が対象となります。

次に、第2号様式をご覧くださいと存じます。本宣誓書は教育公務員が使用いたします。教育公務員とは、教育公務員特例法において規定されております校長、副校長、教諭、養護教諭等でございます。

第1号様式と第2号様式の宣誓内容の違いでございますが、第2号様式では、2段落目の1行目の「私は、地方自治」の次に「及び教育」という文言を加えてあります。

教育公務員が行う宣誓書には、その職務の特殊性から「地方自治及び教育の本旨を体

する」としているものでございます。

以上が、教育委員会に関わる改正内容でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。職務の宣誓に関する内容ですが、特に疑問な点とかございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第7号、相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例について

野村教育長 次に日程5、議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程6、議案第9号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、事務局より一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。それでは、事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第9号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第8号の16ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、提案の理由でございますが、本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されるに当たり、へき地手当等に係る規定の追加、学校職員に適用される給料表の改正、その他

所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

改正の概要につきましては、17ページの議案第8号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1(1)の相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、アのへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に係る規定の追加につきましては、教育委員会規則で定める小中学校に勤務する学校職員に、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給するための規定、並びに地域手当とへき地手当との調整に係る規定を追加するものでございます。

また、イの給料表の改正につきましては、学校職員に適用する教育職給料表及び学校事務職給料表について、神奈川県人事委員会及び本市人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の状況を勘案し、給料月額を改正するものでございます。

次に、(2)の相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正につきましては、職員のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給について、学校職員の例によることとする規定を追加するものでございます。

次に、2の施行期日についてでございますが、1(2)の規定を除きまして公布の日とし、1(2)の規定につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第9号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第9号の40ページをご覧いただきたいと存じます。

本件の提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されるに当たり、移譲時の神奈川県の給料月額を踏まえ、号給の切替えに係る規定の改正その他所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

主な改正内容についてでございますが、特定教職員のうち学校栄養職員及び学校事務職員につきまして、移譲時の神奈川県条例に基づき適用されている給料月額を踏まえ、号給の切替え表を改正するものでございます。

また、本条例の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

大山委員 このへき地手当及びへき地手当に準ずる手当と地域手当との調整について、その辺の目的と効果についてお教えいただきたい。

佐々木教職員課長 へき地の認定についてでございますが、これは学校がある住所地から一番近い病院や生活圏に必要なあるバスの本数とかで認定されるものでございます。へき地に通う先生方の確保ということが目的かと思われまます。

へき地手当につきましては、資料の表のとおり、1級だと8%になりますけれども、現在、併給調整がございますので、実際には、認定されてもへき地手当が支給されず、地域手当のほうで支給をされるということになるかと思われまます。

野村教育長 他にご意見、質疑ございますか。特によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、ありませんので、これより採決を行います。

はじめに議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第8号は、可決されました。

次に議案第9号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第9号は、可決されました。

相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に日程 7、議案第 10 号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第 10 号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

議案の裏面、提案理由をご覧くださいと存じます。

本議案は、業務内容の見直しに伴う外国人英語指導助手、及び青少年相談員の廃止並びに相談指導教室相談員の職名の変更及びヤングテレホン相談員の報酬額に係る規定の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第 10 号の関係資料 3 をご覧くださいと存じます。

まず、外国人英語指導助手につきましては、労務管理や病欠等による代替措置、研修事務の軽減等を図るため、雇用形態を変更することにより、職を廃止するものでございます。

今後につきましては、改正労働者派遣法により 3 年間の派遣制限期間が撤廃されたことから派遣に切り替え、小中学校における外国語活動及び英語教育の充実に努めてまいります。

続きまして、青少年相談員につきましては、昭和 39 年の発足以来、青少年健全育成活動の取り組み推進のため、民生委員・児童委員及び保護司にその職を委嘱してございましたが、社会情勢の変化や国の動向を踏まえまして、職を廃止するものでございます。

今後につきましては、民生委員・児童委員、保護司の本職により、これまでの取り組みを継承してまいりますとともに、それぞれの専門性を生かして、学校と地域が円滑な連携推進を図り、あわせて地域における青少年健全育成への取り組みの活性化を図ってまいります。

次に、相談指導教室相談員につきましては、相談指導教室への青少年教育カウンセラーの配置が充実されたことによりまして、職務内容を通室生への活動指導、支援に重点を置くようにするため、職名を相談指導教室支援員に改めるものでございます。

次にヤングテレホン相談員につきましては、専用電話による電話相談業務を行うものでございますが、効率的に相談員を配置するため、これまでの入電状況等の実績から、平日の勤務時間を入電が多い夕刻からの設定といたしまして、そして新たに土曜日の午後にも開設することといたしました。なお、日中につきましては、青少年相談センター各相談室の青少年教育カウンセラーによる電話相談で対応をいたしてまいります。このことに伴いまして、報酬額月額15万1,500円を日額1万500円を超えない範囲内で教育委員会が定める額と改めるものでございます。

本規則の施行期日でございますが、平成29年4月1日からとするものでございます。議案第10号関係資料2をご覧いただきたいと存じます。

本規則の改正に伴いまして、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則は、本規則の条項を引用していることから、第16条第1項第5号の青少年相談員に関すること、これを削除するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

永井(博)委員 ヤングテレホン相談員は、資格が必要なのでしょうか。また、現在どういうキャリアの方がこの相談員になられているのかをお尋ねします。

沢辺青少年相談センター所長 採用要件としましては、いのちの電話相談員の経験がある人、それから臨床心理士の有資格者、また、大学や大学院で心理を専門に学んだ人、相談業務に従事した人、いずれかに当たる人が勤務していただいております。

福田委員 例えば、ヤングテレホン相談員月額というところから日額にということで、何かこういう変更するというところに積極的な理由があるのだと思いますけれども、そこら辺のところを補足していただければと思います。

沢辺青少年相談センター所長 まず、ヤングテレホン相談におきまして、入電状況を確認しましたところ、午後9時までの実施になっているのですが、夕刻からの入電が多いという状況がありましたので、そちらにあわせて時間を変更しました。平日の昼間については、青少年教育カウンセラーのほうがそういった電話相談も受けられますので、入電状況の多い夕刻にあわせて時間設定をしたのと、あわせて土曜、日曜日については、留守番電話の設定になっているのですが、若干なのですけれども入電がありますので、

平日を短くした分、土曜日の午後の設定で時間をとりました。

福田委員 実態に即した変更ということで了解しました。

永井（廣）委員 今のご質問に関連してなのですけれども、実際には何人ぐらいの体制で、どのぐらいの数を今受けていらっしゃるのでしょうか。

沢辺青少年相談センター所長 現在4名のヤングテレホン相談員が、1日3回のシフトを組んで、平成27年度の実績におきましては、年間694件の電話を受けております。

永井（廣）委員 それで単純に考えると一人の受け取るお給料が半分ぐらいになるのではないかと思うのですが、やっつけてくださっている方々は、それで了承いただけるのでしょうか。

沢辺青少年相談センター所長 この勤務形態の変更につきましては、検討段階の時点で、現在お勤めいただいている方にはご説明をさせていただきました。来年度、継続してお勤めいただけるか、また違うところを考えるかということについては、今ご検討をいただいているところです。

野村教育長 他にいかがでしょうか。ございませんか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では、他に質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第10号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第10号は、可決されました。

相模原市指定文化財の指定に係る諮問について

野村教育長 次に日程8、議案第11号、相模原市指定文化財の指定に係る諮問についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

佐藤生涯学習部長 議案第11号、相模原市指定文化財の指定に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年4月1日付けで、新たに、市指定文化財として1件を指定したいため、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条第1項第1号の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問いたすものでございます。

なお今回、指定を考える文化財につきましては、あらかじめ市文化財保護審議会が現

地調査を行っており、その内容及び価値について確認をしていただいております。

議案第11号の中段をご覧くださいと思います。新たに指定を予定する文化財1件でございますが、名称は小原・桂林寺の木造阿弥陀如来立像。種別は有形文化財の彫刻であり、緑区小原143番地に所在し、数量は1軀でございます。

所有者は臨済宗建長寺派の宗教法人桂林寺様でございます。

本資料は体内に墨書きされた年代が残り、市域に残る最も古い部類の仏像彫刻であることがわかり、南北朝期の極めて貴重な作品として認められます。

なお、今回の指定1件が加わると、市の指定文化財は60件となり、県指定及び国の指定・登録を含めまして、総計176件になる見込みでございます。

諮問を予定する文化財の詳細につきましては、担当の文化財保護課よりご説明いたします。

よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

小俣文化財保護課長 続きまして、詳細の内容について、ご説明申し上げたいと思います。桂林寺のご本尊であります、阿弥陀如来像でございますが、議案第11号関係資料2ページ、3ページ目の写真をご覧くださいと思います。

先ほど所在を説明いたしましたが、旧相模湖町の小原地区でございます。美女谷と呼ばれている中の奥にある桂林寺に、この仏像がございます。

こちらの仏像につきましては、南北朝時代に作成されたものでございまして、一つの木材を木目に沿って分割し、内部をくり貫いて、再び張り合わせるというような、一木割り矧ぎ造りという技法で製作されております。

また、仏像全体の表面を漆で塗った上に、金箔を貼り仕上げられております。この文化財には、3つの特徴がございます。

1つに、3ページの下段をご覧ください。左の写真でございますが、これは仏像を2つに割られた、割り矧ぎ造りの中身が見えている状況でございます。ここに南北朝時代「応安7年7月16日」の日付が書かれていことがわかる状況になっております。これで製作年月日がまず推定されるということでございます。

2つ目に、下段、右側、ここに木札が残されております。これにつきましては、江戸時代に修繕された際に、残された木札でございますが、ここに作の経緯が書かれておりまして、応安7年に製作され、室町時代の享徳2年、1453年に塗りなおしがされ、江戸時代の貞享5年、1688年に修復されたというようなことが書いてあります。こ

それは4ページをご覧いただきますと、その期がよくわかるような形で示させていただきますました。

最後でございますけれども、この仏像はボリュームのある頭部、または着衣のひだの込み入ったつくりと、これが南北朝時代の特徴をよく示しているものでございます。

さらに、表情がややかためにつくってある。それから、硬質感のある着衣の彫刻の仕上げになっているというようなことが、極めて室町時代の作風に寄ってきており、南北朝時代から室町時代にかけての、仏像制作の状況が見られるものでございます。

このような作成年代が判明しているもの、これは市内でわかっている範囲で、最古とされているものでございます。また、中世彫刻の様子がわかる作品として、大変貴重と考えて、今回の指定をさせていただきたいと思っております。

以上で、第11号関係資料の説明を終わらせていただきます。

野村教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

今回、こうして非常に価値がある仏像を通して、諮問に至った経緯やどういったアプローチで、この仏像に対して非常に歴史的な価値あるものだとつかめたのか、その経緯を補足していただきたいと思えます。

小俣文化財保護課長 今回の指定に当たりまして、相模湖全体の仏像を調査をし、学術的にまとめた本があり、それによって過去の経緯や状態がはっきりわかっており、その中から拾い上げ、今回の指定に当たらせていただいたものでございます。

大山委員 相模原市と合併前というのは、何かそういう文化財の指定とか、そういうのがあったのでしょうか。全くなくて、今回初めて市の文化財の指定文化財にしたいというような経過でしょうか。お教えてください。

小俣文化財保護課長 合併前の津久井4町関係でも、8件が同じように彫刻文化財は指定に至っているものがございます。ただし、その中でこの仏像は漏れていたというところがございます。それを、今回、指定をさせていただきたいということでございます。

野村教育長 お寺の方に行けば、公開されていて、見ることができるのでしょうか。

小俣文化財保護課長 そこがちょっと残念なところでございまして、なかなかこういう仏像を管理しているお寺様は、大勢来られると、大変困るということで、通常は非公開にさせていただきたいというご意見をいただいています。

その中で、市が博物館の展示をしたいとか、そういうときの協力はしっかりさせてい

ただきたいと言っていたいております。私ども、こういう貴重な仏像がしっかり保存されることをまず大前提に考え、市は所有者にご理解をいただいて、市民の方々にこういう貴重なものを、見ていただく機会を作らせていただければと考えております。

永井（博）委員 今、こういう立派なお宝があるというのがわかったわけですが、ここで指定をすることによって、もっと管理状態をより強力にするとか、何か保存状態をもっとよくするとか、そういうことができるのでしょうか。

小俣文化財保護課長 市では、このように指定をさせていただきますと、少ない額でございますけれども、管理費的な奨励金を支給させていただいています。その中で、そのお金を使って、多少なりとも掃除をしていただくとか、日常の管理をしていただくというようなことで、補助をさせていただいています。

それからもう1つ、わずかですが、消火器を置かせてもらって、防火に努めていただく。現在、お金のない中ですが、そういう中でご協力をいただいているというところでございます。

福田委員 すみません。先ほど指定されたものが60体というようなことが、ご報告にございましたが、なかなか行って見ることができないというようなこともあるように伺いまして、博物館等で、全部のものではないのですが、テーマに即して、こういうものを一般に公開するようなそういう取り組みも、もう既になされているかもしれませんが、ぜひ相模原市の文化財というようなことで、公開する機会を作っていただければ、またいいと思っております。

小俣文化財保護課長 今、ご指摘のとおり、私ども抱えている指定登録させていただいた文化財、本当に貴重なもので、もっともっと市民の方に知っていただいて、相模原市としてこんなにもいいものがあるのだと、これをわかっていただくことが、先ほど子どもが相模原市にいてよかったなという議論がございますけれども、同じくこういう文化財がある町に、私どもいるのだなということを知ってもらうためにも、さらに普及に努めるような事業に取り組んでいきたいと思っております。

野村教育長 いかがでしょう。他にはございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第11号 相模原市指定文化財の指定に係る諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

教職員研修の平成28年度実施状況及び平成29年度実施計画について

野村教育長 続きまして、報告事項1、教職員研修の平成28年度実施状況及び平成29年度実施計画についてにつきまして、事務局より説明をいたします。

齋藤総合学習センター所長 教職員研修の平成28年度実施状況及び平成29年度実施計画について、ご報告させていただきます。

資料1をご覧くださいと存じます。

まずはじめに、平成28年度教職員研修実施状況について、1の平成28年度教職員研修の重点についてでございます。平成28年度教職員研修の重点につきましては、「授業力向上」、「支援教育」、「教育の情報化」、「人権・児童生徒理解」の以上4点として取り組んでまいりました。

次に、2の平成28年度新設講座につきましては、合計16講座を新設いたしました。(1)の授業力向上研修では、「確かな学力向上研修講座」、「学習評価研修講座」等、8講座。(2)の支援教育研修では、「特別支援教育担当者研修講座」。(3)の情報教育研修では「ICT機器活用に関する研修講座」を2講座。(4)の教育課題研修では、「通常の学級で支援を必要とする児童生徒理解研修講座」等、3講座。(5)の学校への訪問支援研修では、「CST派遣研修」を新設いたしました。

次に、3の平成28年度講座数と受講者数についてでございます。恐れ入ります、資料2をご覧くださいと存じます。

教職員研修実施状況及び受講者効果測定結果につきましては、先生方に研修講座の終わりに記入していただき、振り返り用紙の評価をまとめたものでございます。

資料上段のねらい1、ねらい2につきましては、各研修講座にそれぞれ設定した「ねらい」の達成状況を4点満点で評価し、まとめたものでございます。ほぼ3点台後半の高評価となっております。

同じく、資料上段の「学び」、「課題」、「活用」につきましても、4点満点で評価したものでございます。「学び」につきましては、新たな学びや気づきがあったか。

「課題」につきましては、今後の課題が持てたか。「活用」につきましては、今後の教育活動に活用できるかを、資料下段にまとめたものでございます。また、A、B、C判

定につきましては、下段にまとめましたとおり、ほぼ全ての研修講座においてA判定となっております。

次に、説明資料1の4にお戻りいただきたいと存じます。

(1)の受講者の評価につきましては、4点満点でまとめたものでございます。平成27年度に引き続き、平成28年度につきましても概ね良好な研修成果となっております。(2)のアンケート数値に対しての研修評価につきましては、研修講座担当指導主事による評価でございます。次年度、一部研修内容を改善する必要があるという研修講座がございました。

次に、5の平成28年度教職員研修の成果と課題についてでございます。

(1)の成果につきましては、「意欲を高めた」、「授業力等の向上に有効であった」、「資質の向上を図れた」等がございました。(2)の課題につきましては、「日時や会場等の見直し」、「学校現場の様々な課題に十分対応できなかった」等、学校が忙しい時期に実施した研修等に課題がございました。

次に、資料3をご覧くださいと存じます。

平成28年度の教職員研修の重点及び成果と課題をまとめたものでございます。各研修講座担当指導主事が、受講者の姿から研修講座を振り返り、成果と課題をまとめたものでございます。成果につきましては、「先生方の資質向上に効果的な研修講座であった」、「協議や演習の時間を多く取り入れたので実践に役立つ研修講座になった」等がございました。課題につきましては、「日程の調整」、「研修内容を精選し、より充実する必要がある」等がございました。

次に、資料4をご覧くださいと存じます。

平成28年度教職員研修アンケートのまとめでございます。各小中学校長を対象に実施したアンケート結果となっております。アンケートは3段階評価となっております。多くの項目において、「この方向でよい」と高評価をいただいておりますが、授業力向上を図る研修の充実については、改善を必要とするという意見が2割ほどございました。

次に、資料5をご覧くださいと存じます。

記述式の回答について抜粋したものでございます。課題につきましては、「学校の状況に応じた研修の実施」等ご指摘をいただいたところでございます。

次に、資料6をご覧くださいと存じます。

平成29年度教職員研修計画についてでございます。平成28年度研修の実施状況及

び成果と課題をもとに、研修講座の見直しを行いました。

はじめに、平成29年度教職員研修の重点についてでございます。最重点目標を「授業力向上」といたしまして、「支援教育」、「情報教育」、「人権教育・児童生徒理解」を重点目標といたしました。それぞれの目標を達成するため、様々な研修講座を実施する予定でございます。

次に、資料7をご覧くださいと存じます。

平成29年度の基本研修体系についてでございます。初任者、2年次、3年次、中堅教諭等資質向上研修において実施する研修講座を一覧表にまとめたものでございます。平成28年度まで5年次研修として実施していた研修を、5年経験者研修として6年目の研修として実施できるよう、平成30年度に向けて検討してまいりたいと考えております。10年経験者研修につきましては、教育公務員特例法の改正により、中堅教諭等資質向上研修と名称を変更し、内容もより充実してまいりたいと考えております。ミドルリーダーとして学校運営に参画できるよう、組織的な取り組みや人材育成について学び、OJTを意識した校内での取り組みを、研修に取り入れる予定でございます。

また、備考に記載をしておりますけれども、公開授業につきましては、本市研修の1つの特色となっております

次に、資料8をご覧くださいと存じます。

平成29年度研修体系についてでございます。はじめにAのライフステージ研修につきましては、(1)の が平成30年度に向けて検討、 が「10年経験者研修講座」から「中堅教諭等資質向上研修」に名称を変更いたします。(6)の 、 につきまして、「新任教頭研修講座」、「教頭研修講座」から「新任副校長研修講座」、「副校長研修講座」に名称を変更いたします。(7)の 、 「臨時的任用職員研修講座」から「常勤代替教諭研修講座」に名称を変更いたします。

次に、Bの専門研修につきましては、(2)の を新設いたします。(3)の 、 、 の内容をリニューアルいたします。(4)の の内容もリニューアルいたします。

次に、Cの学校への訪問支援研修につきましては、(6)宇宙航空研究開発機構(JAXA)職員派遣研修を新設いたします。この学校への訪問支援研修につきましては、学校のニーズにあわせて、指導主事や教育指導員等が学校に赴き、学校を支援する研修となっております。学校を会場に研修を実施させていただくことで、「多くの教員を数多くの研修に参加させるのは学校運営上難しい」という、学校からの課題解決にもつ

ながると考えてございます。

Dの特別研修、Eの職能研修につきましては記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。このことにつきまして、質疑等がございましたらお願いをいたします。

永井(博)委員 資料4の教職員研修アンケートのまとめ、2の授業力向上を図る研修の充実について、1がちょっと低くて、2が少しでっばっていて、すごく際立ってもないのですが、結構気になるところなのですが、この辺の分析といたしますか、何かもう少し、ここから読み取れることがわかりましたらお願いします。

岡部総合学習センター担当課長 授業力向上研修につきましては、資料8のB専門研修(1)、 、 、などを、平成28年度新設をいたしました。まだ新設したばかりですので、この辺りがさらに充実するよとということ、このアンケート結果が出ているのかと考えております。

永井(博)委員 もう少し関連してご質問します。

今の、始めたばかりということですが、例えば、確かな学力向上。これは資料8のBの 、 当たりですか、 も含みますかね。学力向上研修、それから授業づくり研修。大まかなということでもいいのですが、どんな内容をやっているのかお伺いします。

岡部総合学習センター担当課長 Bの(1) 確かな学力向上研修につきましては、文部科学省の調査機関を講師として招きまして、講義型の一斉研修講座を実施いたしました。それに対しまして、Bの(1) 確かな学力をはぐくむ授業づくり研修講座につきましては、総合学習センターの指導主事が講師を務めまして、全国学力・学習状況調査の過去の問題を、実際に先生方に解いていただきながら、各グループで、今後の授業づくりに必要な要素などを洗い出していただくということ。自ら授業づくりのノウハウについて学んでいただくということを学ぶ、研修講座を実施いたしました。

永井(博)委員 よくわかりました。それで、そこには各校1名必修という表現がありますが、各校の代表がこれに参加しているのだと思いますが、その研修を受けた先生が自分の学校へ戻って、何か伝達講習といたしますか、今日こういうことを学んできたよというようなことを伝える機会は、各学校ではあるのでしょうか。

岡部総合学習センター担当課長 その研修講座の内容の中に、各校において必ず伝達するようにということの内容も盛り込みました。その内容といたしましては、具体的に校

内研究あるいは校内研修などで、グループごとに学ぶ方法もあるのだということで、伝達方法も研修講座に盛り込みました。

永井（博）委員 ありがとうございます。学力といういろいろな捉え方があって、ある部分だけを取り上げて、いいとか悪いとかとても言いにくいことなのですが、今は、全国学力テストが、結構、話題になったりしています。点が高ければいいというわけではないのですが、やはり子どもがわかったとか、一コマの授業をやったらよくわかるようになったとか、そういうものの連続であってほしいと思っています。

ということで、大いに、この授業力向上研修は期待をしていますので、ぜひ力を入れて、今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

大山委員 今、お話を聞きまして、教員に対しては、すごいプログラムがあるのだなと。このような、行けばいろいろな講座に出てこられる。初任者でも、専門分野でも、管理者でもいろいろなプログラムがあって、本当に全部出ていくと、すばらしい知識が得られるのではないかと感動いたしました。

もう1つは、例えば一人の教員が、年間どの程度出席をされているのかという数がわかったら、お聞きしたい。初任者とかその辺だと多いのしょうけれど、中間層がどのくらい出ていっちゃうとか、その辺の数がわかればお教えいただきたい。

それから、なるべく各教員が均等に出るような工夫。先ほど各学校に行って、研修会をするというようなプランが示されましたけれど、それ以外に何か、積極的に参加を促すような、それから学校側でも積極的に参加をするような工夫というのが、何かございますでしょうか。お教えいただきたいと思います。

岡部総合学習センター担当課長 1つ目の質問の、一人当たりの受講回数につきましては、数値は算出しておりません。ただ委員ご指摘のとおり、ライフステージ研修、1年次、2年次、3年次、5年次、10年次の先生方については、かなり年間を通して受講数は多めでございます。

ただ、ライフステージ研修以外の先生方にも研修の機会を与えるため、また、より多くの先生方に学んでいただくということのために、ご指摘のとおり、学校の訪問支援研修講座、資料8のCになりますが、学校を会場として、学校の要望、要請、希望に応じて指導主事等を派遣いたしまして、そこで研修を実施するというのを、積極的にPRしているところでございます。

今後もより多くの先生方に、より多くの学びを提供できるように、研修体系を工夫し

てまいりたいと思います。

齋藤総合学習センター所長 先生方の自主的なという部分のところなのですが、資料8で申し上げますと、B専門研修の(2)の支援教育研修の 番に、特別支援教育スキルアップ研修講座という講座を設定させていただいているのですが、ご自身で力をつけていただきたいというように応えられるようにということで、平成25年度から講座を開設いたしております。

来年度につきましては、さらに各市内にございます、通級指導教室等の担当者の先生方にも、より力をつけていただきたいというようにもございますので、市の研究会及び小学校や中学校の教育研究会、また学校教育課及び青少年相談センター等と連携をした形で、講座等も選択制を取り入れたりとかというような形で、より学んでいただけるよう、講座等を展開をしていくところでございます。

野村教育長 今、学校訪問をしていますと、特に小規模な学校で、当然、教員の少ないところでございますが、やはり研修に出たいけれども、担任を持っていたりすると、代替えもないし非常に出にくいのだという。小規模の学校においては、非常にその辺の研修機会に恵まれていないという趣旨のお話を聞き、課題だと感じております。

齋藤総合学習センター所長 本当に厳しい状況で、人数が少ないというところはございますけれども、各学校にお伺いをしてというような研修講座を活用していただくということで、特に津久井地域の方では、学校を中心に研修をやらせていただくのですが、近くの近隣の学校にも声掛けをしていただいて、同じような課題を持ったところで、総合学習センターまでは遠いのですが、近隣の学校であれば近いので、参加をいただけるというような形で、できる限り学校の方を支援してまいりたいと考えてございます。

野村教育長 やはりこういった研修、それから研究事業なんかもそうですけれども、ぜひその成果というのが、やはり客観的なものとして、継続的にこういったところに成果が出ているということをしっかり見ていくことが、大変大事だと思いますので、その辺については、今後もよく研究をしていきたいなと思います。

こういう研修をやって、こういう成果が出たのだということが明らかになることが大事だと思います。

福田委員 いろいろな研修会とか研究会、私たちも参加させていただく機会がございます。校長先生方の研究会等も先日ありました。こういう研修講座等を組む際には、管理

職の皆さんのご意見等も、反映してくださっているとは思いますが、ぜひその授業力向上、それに伴うやはり確かな学力というところに反映していくような形で、やはり相模原の先生方が共通認識し、努力目標を持って研修に望むというような、そういう方法でぜひ実施していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

野村教育長 いかがでしょうか他に。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑等がないようでございますので、この件についてはこれで終了いたします。

では、最後に次回の開催予定についてでございます。次回の会議予定日は、3月3日金曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議は3月3日金曜日、午後2時開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後4時45分 閉会